

豊橋市立豊小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

校訓「開拓魂」のもと、教育活動全体を通して、心身ともに健やかな児童の育成に努める。その中で、著しく人権を脅かすいじめは、絶対にあってはならない行為であるとする。

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないよう努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童がさまざまな体験活動等を通して、自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。

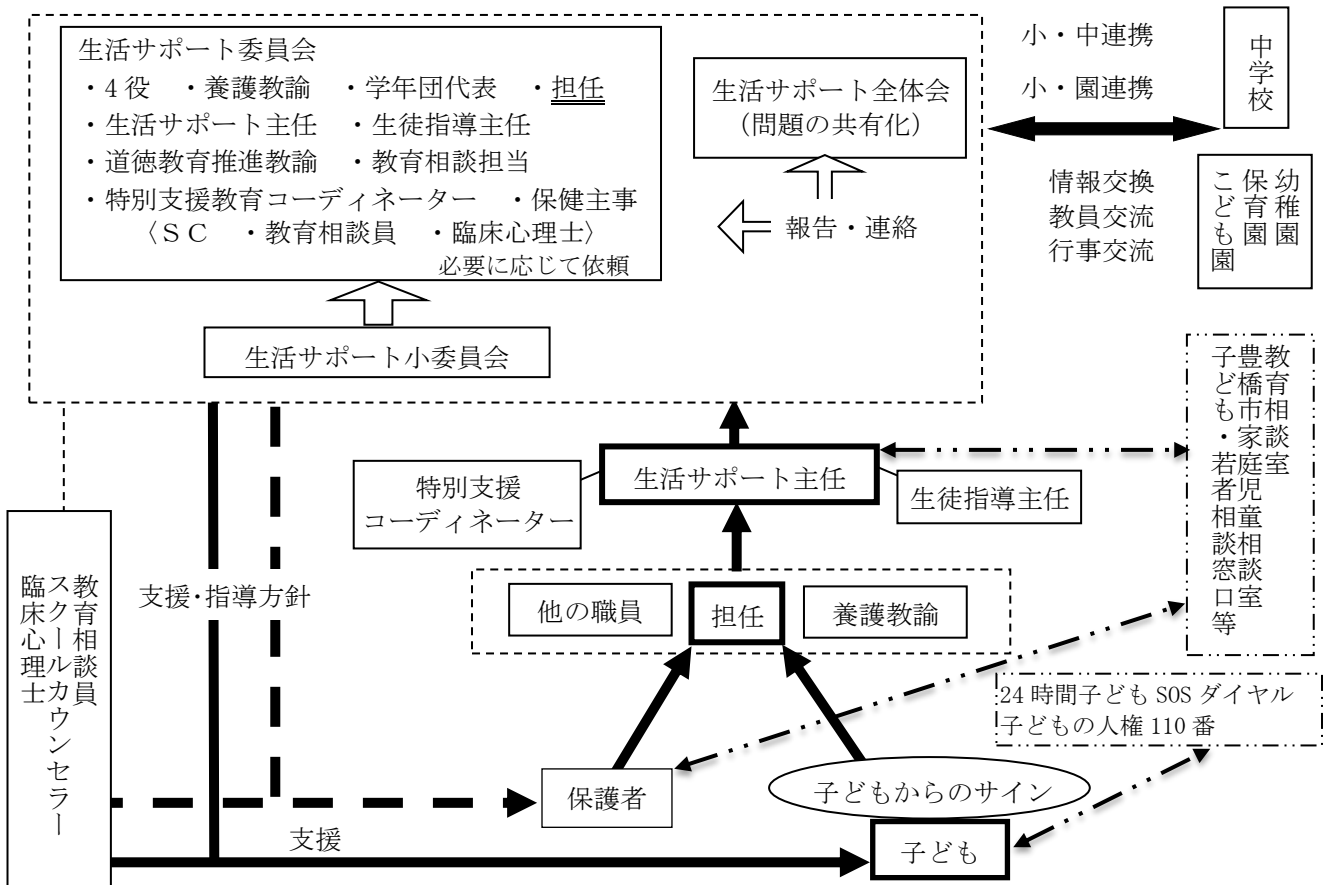
2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

(1) 「生活サポート委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、校務主任、生活サポート主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、道徳教育推進教諭、養護教諭、学年団代表生徒指導、教育相談担当、保健主事、当該担任
 ※必要に応じて依頼（スクールカウンセラー、臨床心理士、教育相談員）

(2) 組織図



(3) 「生活サポート委員会」と生活サポートの役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・毎月のいじめアンケートや教育相談、Q Uの結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体勢で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの防止、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒指導の3つの機能（「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」）を意識した授業づくりを行う。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ ハイパーQ Uの結果や、毎月のアンケートの結果をみて、要支援の児童の対応を適切に行うとともに、いじめや不登校のないあたたかな学級集団づくりに努める。
- オ 構成的エンカウンターやホットハートなど、ソーシャルスキルを育むプログラムに取り組む。
- カ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- キ いじめ防止に関する校内研修を生活サポート全体会の中で年2回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 毎月のいじめアンケートや教育相談、6月実施のQ Uの結果も有効に生かしながら、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「生活サポート委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ スクールカウンセラーや臨床心理士の学校訪問日を設け、校内相談室としての機能を整備し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめの対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの専門家などの関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「豊小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCA サイクルを用いたり専門家による見直しを行ったりして、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめの関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（7月、1月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (2) 長期休暇の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【重大事態発生時の調査対応図】

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校をすることを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

